

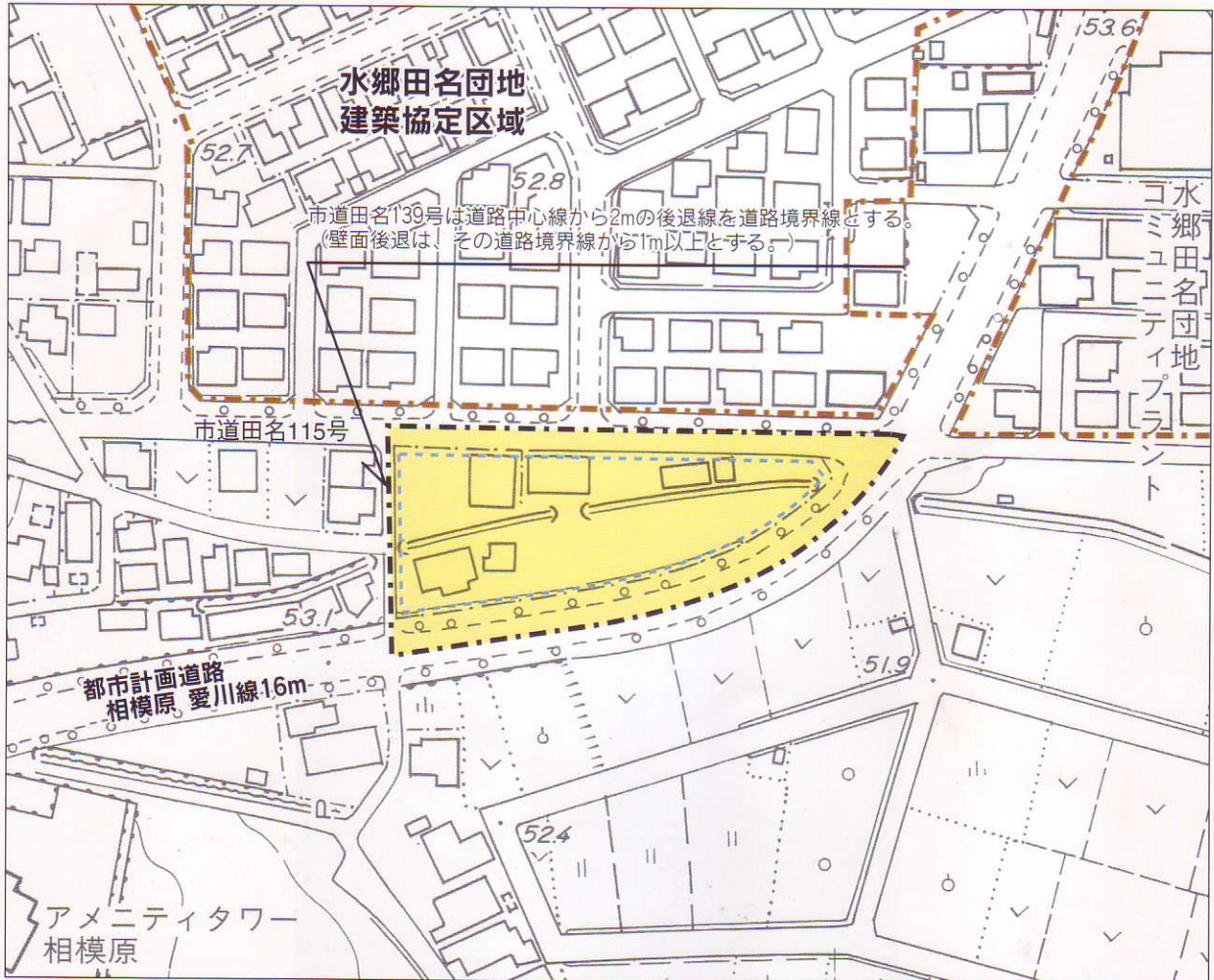
## ◀ 地区計画とまちづくり ▶

地区計画は、これからこんなまちをつくりたい、こんなまちにしたいというみなさんの希望をまとめて、それを実現するために、具体的なまちづくりのルールを決めていくものです。

現在、田名久所地区では、良好な市街地環境の形成、誘導及び保全を目的に、地区計画が定められています。

計画の趣旨をご理解いただき、まちづくりへのご協力をお願いいたします。

### ▼ 田名久所地区 地区計画 区域図



#### ● 地区の概要

 地区計画区域  
(第一種住居地域  
200/60準防火)

 建築協定区域

#### ● 壁面の位置

道路境界線からの後退距離

 1m以上



S=1/1,800

0 10 50 100m

※用途地域等の詳細は、都市計画課で、ご確認下さい。

# ▼名称 — 田名久所地区 地区計画

地区計画で定められた事項をやさしく解説しました。  
詳しくは「地区計画の決定事項」をご覧ください。

## 目 標

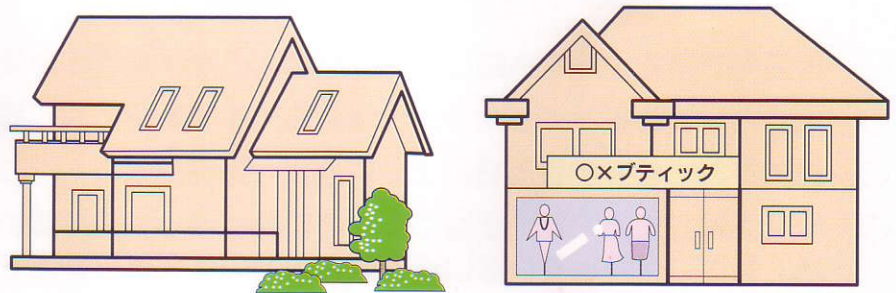
良好な市街地環境の形成、誘導及び保全を目的に、地区計画が定められています。

## 方 針

沿道サービス施設や日用品店舗の立地も可能な土地利用を図るとともに、近隣住宅地の居住環境に配慮した土地利用を図る。

## 建物の用途

住宅、店舗及び飲食店、事務所、診療所は建てられます。



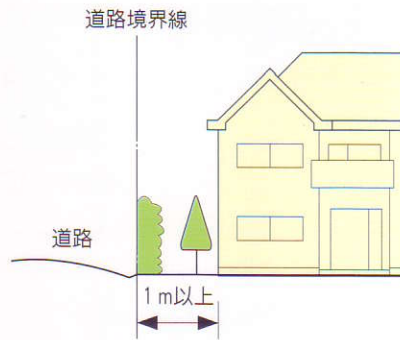
## 敷地面積

敷地面積の最低限度は、120㎡とします。

| 道 路    |        |
|--------|--------|
| 120㎡以上 | 120㎡以上 |
| 120㎡以上 | 120㎡以上 |

## 壁面の位置

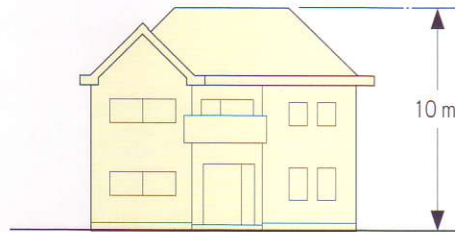
道路境界線から1 m以上後退します。



指定された道路の道路境界より  
壁面を後退する部分

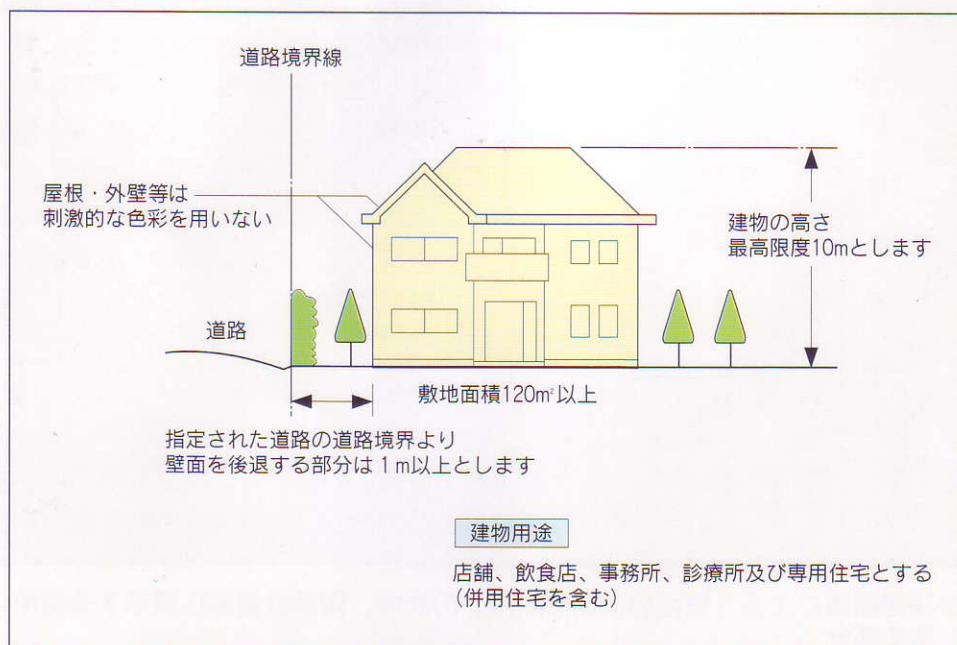
## 建物の高さ

建物の高さの最高限度は10 mとします。



## 建物の意匠

建物の屋根、外壁等は、地区及び周囲の景観を良好に保つため刺激的な色彩を用いない。



# 田名久所地区 地区計画 決定事項

(平成9年3月28日 決定)

|                 |               |  |
|-----------------|---------------|--|
| 名称              |               | 田名久所地区地区計画   |
| 位置              |               | 相模原市田名字久所及び字久所河原   |
| 面積              |               | 約 0.4 ha   |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 地区計画の目標       | <p>本地区は、相模原市の西南部に位置し、相模川沿岸の豊かな自然環境に恵まれている区域の中にあつて、都市計画道路3、4、9号相模原愛川線に接する計画的な市街地整備を図る地区である。</p> <p>このため、地区計画の策定により、良好な市街地環境の形成、誘導及び保全を図ることを目標とする。</p>   |
|                 | 土地利用の方針       | <p>都市計画道路に接するなど地区の特性を考慮し、沿道サービス施設や日用品店舗の立地も可能な土地利用を図るとともに、近隣住宅地の居住環境に配慮した土地利用を図る。</p>  |
|                 | 建築物等の整備方針     | <p>良好な市街地環境の形成が図れるよう、また近隣住宅地への影響を考慮し、建築物の用途、高さの最高限度及び壁面の位置などについて制限するとともに、敷地の細分化を防止するため敷地面積の最低限度について定める。</p>  |
| 地区整備に関する事項      | 建築物等の用途の制限    | <p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅<br/>(2) 店舗<br/>(3) 事務所<br/>(4) 診療所<br/>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>   |
|                 | 建築物の敷地面積の最低限度 | 120㎡   |
|                 | 壁面の位置の制限      | <p>建築物の壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界線（市道田名139号にあつては、道路中心線からの水平距離2メートルの後退線をその道路境界線とする。）から1メートル以上後退した位置とする。なお、壁面後退箇所は、別添計画図のとおりとする。</p> <p>ただし、物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築物で、高さ3メートル以下で、かつ、軒の高さ2、3メートル以下のものについては、この限りでない。</p> |
|                 | 建築物等の高さの最高限度  | 10m  |
|                 | 建築物等の意匠の制限    | <p>建築物の屋根、外壁等は、良好な市街地を形成するため、周囲の景観と調和したものとし、刺激的な色彩を避けるものとする。</p>   |

※決定事項による「壁面の位置の制限」の文中、別添計画図に表示する箇所は、パンフレットの区域図に示す部分